

介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて

社保審一介護給付費分科会

第98回 (H26.1.15)

資料2

【インターネット化及び請求省令の見直しの趣旨】

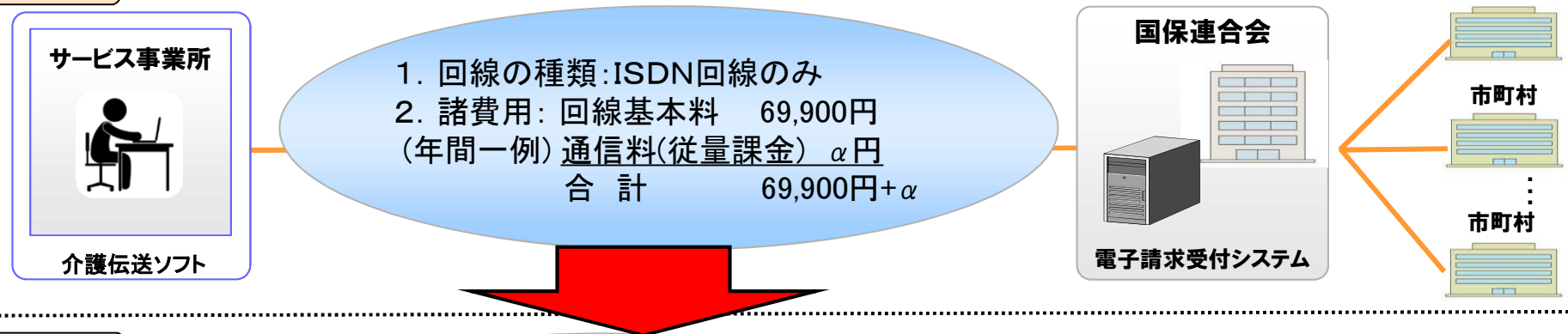
- サービス事業所等から保険者より委託を受けた都道府県国民健康保険団体連合会に対する介護給付費等の請求方法については、現在、伝送(ISDN回線)、電子媒体(FD、MO、CD-R)及び紙媒体となっている。このうち、伝送については、平成26年11月以降、インターネット回線により請求することを可能とする。(ただし、一定期間ISDN回線も存続。)

(参考) 請求方法の現状

伝送:82.5%、電子媒体:14.2%、紙媒体:3.3%(平成25年7月サービス提供分)

- これに併い、請求省令を改正し、一定の経過措置期間を置いて伝送又は電子媒体による請求を原則義務化する。
- その際、高齢などの理由により、伝送又は電子媒体による請求が困難であるサービス事業所等に対し配慮する観点から、伝送又は電子媒体による請求の例外措置等を定める。

現行



見直し後



SSL暗号化通信等により強固なセキュリティ対策を施す。